

各都道府県・政令指定都市
住宅生産行政担当部局 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

こどもみらい住宅支援事業の創設について（ご協力のお願い）

日頃より住宅生産行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

成長と分配の好循環による「新しい資本主義」を起動させるため、本年 11 月 19 日に新たな経済対策が閣議決定され、子育て世帯・若者夫婦の省エネ住宅の取得の支援を行うとされたことを踏まえ、子育て世代の住居費負担の支援強化や住宅分野の脱炭素化の強力な推進を目的として、本日閣議決定された令和 3 年度補正予算案に「こどもみらい住宅支援事業」が盛り込まれたところです（事業概要案は別紙参照。令和 3 年度補正予算の成立が前提であり内容の変更があり得ます。）。

本事業は、一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、一定の要件を満たすリフォームを行う場合に、所定の補助金を交付するものです。本事業の交付申請は事業者（施工業者、分譲事業者等）が行い、令和 4 年 3 月頃から申請受付開始することを想定しております。制度内容については以下に記載の国土交通省ホームページにて順次公表させていただきます。貴職におかれましては、管内の住宅関係事業者への本事業に関する周知広報にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、本事業では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害特別警戒区域に立地する住宅でないことを補助金交付の条件としており、当該条件に該当することについて、建築士が確認し、補助金交付申請書の添付書類に必要事項を記入することとしております。貴職におかれましては、本事業の運用に際して、建築士からの問合せがあった場合には、庁内の適切な関係者をご案内いただくなど、対応にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。なお、本事業全般に係る問合せについては次頁に記載のお問合せ窓口をご案内ください。

また、貴管内の各市町村にも、この旨周知していただきますようお願いいたします。

（参考）

国土交通省ホームページ「こどもみらい住宅支援事業について」

URL : https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000195.html

<本通知に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 : 03-5253-8111 (代表) 、 03-5253-8510 (夜間直通)

担当 : 住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本 (内線 39463)

課長補佐 佐藤 (内線 39472)

既存住宅検査・評価係長 池本 (内線 39471)

<こどもみらい住宅支援事業お問合せ窓口>

電話：03-6732-8830

受付時間：9：00～17：00（土、日、祝日を含む。）

※今後選定する事務局において、専用のコールセンターを1月頃に開設する予定です。それまでの期間は、上記において問合せをお受けします。